## 令和元年第4回小城市議会定例会提案理由 (令和元年12月4日開会)

おはようございます。本日ここに、令和元年第4回 小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の 皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております 議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第80号 小城市一般職の任期付職員の採用に関する条例でございますが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期を定めた一般職の職員を採用するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第81号 小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第82号 小城市下水道事業の設置等に関する条例でございますが、下水道事業を公営企業会計へ移行することに伴い、条例を制定するものでござい

ます。

条例の内容でございますが、小城市下水道事業の設置等に関する規定の整備、附則により小城市特別会計 条例などの改正を行うものでございます。

次に、議案第83号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小城市職員定数条例、 小城市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 などの所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第84号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する条例の整備に関する条例でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、同法の中で地方公務員 法及び児童福祉法の一部が改正されましたので、所要 の規定の整備を行うものでございます。 次に、議案第85号 小城市印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、住民票や個人番号カードは、申請者に限り旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されております。

また、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、 印鑑登録証明書においても、旧氏併記が必要な場合が 考えられますので、旧氏を併記する申請者の印鑑登録 証明書に旧氏を併記するため、条例の一部を改正する ものでございます。

次に、議案第 86 号 小城市議会の議員の議員報酬及 び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例で ございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長 及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改正する ため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 87 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、給料表、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

次に、議案第 88 号 小城市水道事業給水条例の一部 を改正する条例でございますが、小城市簡易水道事業 を小城市水道事業へ統合することに伴い、条例の一部 を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小城市簡易水道事業に 関する所要の規定の整備、附則により小城市簡易水道 条例の廃止を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 89 号 平成 31 年度小城市一般会計補正予算 (第 6 号) は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 3 億 9,225 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 245 億 2,885 万 9 千円とするものでございます。

第2表 繰越明許費補正は、「新公立病院建設事業」、「社会体育運営事業」について、事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越しするものでございます。

第3表 債務負担行為補正は、「資源物収集運搬処理 委託料」、「牛津子育て支援集合住宅購入費」を追加す るものでございます。

第4表 地方債補正は、「芦刈保健福祉センター管理 運営事業 (公共施設等適正管理推進事業債)」から「商 工施設災害復旧事業 (災害復旧事業債)」の 10 事業を 追加し、「災害弔慰金支給事業 (災害援護資金貸付金)」 から「農地及び農業用施設災害復旧事業(災害復旧事業債)」の4事業について、限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から 御説明申し上げます。

第2款 総務費では、県道小城駅千葉公園線の街路整備に伴う市有地の物件移転等工事費などを計上しております。

第3款 民生費では、被災住宅応急修理支援に関する費用や子どもの医療費助成事業費や介護給付費・訓練等の給付費などを計上しております。

第4款 衛生費では、新公立病院基本計画等策定支援業務の負担金などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、被災農業者に対する経営体育成支援や営農再開・草勢樹勢回復等被害対策の補助金やアフリカ豚コレラ侵入防止の補助金などを計上しております。

第 10 款 教育費では、東京オリンピック聖火リレー に関する費用などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費では、8 月 27 日から 28 日にかけての豪雨で被災した農地・農業用施設、林業施設、商工施設、市道、河川などの復旧費用を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、

市債のほか、市税などを増額し、財源調整として基金 を繰入れするものでございます。

次に、議案第 90 号 平成 31 年度小城市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号) は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 793 万 1 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、漏水による過年度分水 道使用料の還付金の補正、収支の調整を行うために一 般会計繰入金を追加するものでございます。

次に、議案第 91 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計補正予算 (第 2 号) は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 1,531 万 7 千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 5,431 万 8 千円とするものでございます。

第2表 地方債補正は、農業集落排水事業の限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出では、一般職の給与の改正に伴う人件費の追加、市営浄化槽事業費、企業会計移行事務費を追加し、農業集落排水事業費及び集団整備事業費を減額するものでございます。

歳入では、市営浄化槽事業分担金及び公共下水道事業、農業集落排水事業の下水道使用料を追加し、公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽事業及び

集団整備事業の繰入金を減額するものでございます。

また、農業集落排水事業については、事業費の確定に伴い、補助金及び地方債を減額するものでございます。

次に、議案第 92 号 平成 31 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 214 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 7,576 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、国民健康保険制度 に関する所要なシステム改修費用を計上し、その財源 として国庫支出金等を充てるものでございます。

次に、議案第 93 号 平成 31 年度小城市水道事業会計補正予算(第 2 号)は、収益的収入及び支出の既定予算にそれぞれ 119 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ 2 億 9,852 万 8 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的収入では、 給水工事申請の増加に伴う手数料、加入負担金等の追 加でございます。

収益的支出では、一般職の給与の改正に伴う人件費、 病休職員の代替による日々雇用職員の賃金及び職員時 間外勤務手当の追加でございます。また、収支の調整 のため予備費を減額するものでございます。

次に、議案第 94 号 平成 31 年度小城市病院事業会計補正予算(第 2 号)は、収益的支出の既定予算に 337万 5 千円を追加し、補正後の収益的支出の予算総額を 13 億 7,286万 2 千円とするものでございます。

補正の内容は、給与改定及び人事異動等による人件 費を追加するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。